

財務大臣 麻生 太郎 様

株式会社国際協力銀行  
代表取締役総裁 前田 匡史 様

## インドネシア・チレボン石炭火力発電事業 拡張計画 貸付実行の速やかな一時停止を求める緊急要請書

国際環境 NGO FoE Japan  
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
気候ネットワーク

私たちは、国際協力銀行（JBIC）が2017年11月14日以降、貸付を実行しているインドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画（2号機。1,000メガワット）について、本年8月5日及び10月11日付で要請書を提出し、JBICが本拡張計画に対する貸付実行を一時停止した上で、本拡張計画に係る贈収賄疑惑の事実関係に係る徹底的な調査を行ない、同調査結果について透明性のある形で説明責任を果たすよう求めてきました。しかし、JBICは今日まで、本贈収賄疑惑に係る事実関係の確認を事業関係者のみに行なった結果、贈収賄の事実を確認できなかったとして、本拡張計画への貸付実行を依然継続していると理解しています。

今般、前チレボン県知事がチレボン石炭火力・拡張計画も含む複数のマネーロンダリングの件で容疑者認定された<sup>1</sup>ケースに関連して、インドネシア汚職撲滅委員会（KPK）が11月15日の記者会見で以下の内容を発表したことを受け、私たちは、JBICが本拡張計画に対する公的融資の貸付実行を速やかに一時停止するよう強く要請します。JBICは、貸付実行を停止した上で、本贈収賄疑惑の事実関係に係る徹底的な調査（事業関係者及び第三者への聴取やインドネシアにおける裁判関係書類の入手・検証を含む）を行ない、公的輸出信用機関として同調査結果について透明性のある形で国内外への説明責任を果たすべきです。

- ・ 本拡張計画の許認可に絡み、前チレボン県知事に対して不正資金約60億4,000万ルピア（約4,600万円）を供与した疑いで、本拡張計画のEPC契約者である韓国企業・現代建設ゼネラルマネージャーのHerry Jungを容疑者認定した。同不正資金は、現代建設とMilades Indah Mandiri社との間で結ばれた本拡張計画のコンサルティング業務に係る偽装の契約書（100億ルピア。約7,600万円）に基づき、数回に分けて仲介者を通じて供与された。<sup>2</sup>
- ・ 本拡張計画の事業者チレボン・エナジー・プラサラナ社（CEPR）の取締役社長Heru Dewanto氏と取締役Teguh Haryono氏は、本年11月1日から6ヶ月間、インドネシア国外への渡航禁止措置がとられている。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> <https://m.cnnindonesia.com/nasional/20191004215727-12-436901/kpk-sebut-duit-korupsi-bupati-sunjaya-diduga-mengalir-ke-pdip> ; <https://m.detik.com/news/berita/4734206/rincian-sumber-rp-51-m-di-kasus-eks-bupati-cirebon-ada-terkait-pltu>

<sup>2</sup> <https://www.cnnindonesia.com/nasional/20191115175529-12-448780/kpk-tetapkan-bos-hyundai-tersangka-suap-mantan-bupati-cirebon>

<sup>3</sup> <https://nasional.tempo.co/read/1272783/kasus-eks-bupati-cirebon-kpk-cegah-heru-dewanto-ke-luar-negeri>

前回提出した 2019 年 10 月 11 日付の要請書の繰り返しになりますが、チレボン石炭火力・拡張計画に係る許認可は、本拡張計画の初期段階から違法性に係る重大な懸念が示されてきた問題の一つです。JBIC 等の銀行団が 2017 年 4 月 18 日に本拡張計画に係る貸付契約を締結した後も、2017 年 11 月 14 日まで初回貸付を実行できなかった<sup>4</sup>のは、貸付契約締結日の翌日 4 月 19 日に出されたバンドン地裁による環境許認可の取消判決が理由であり、同取消判決の根拠は、チレボン県空間計画への違反でした。

JBIC はその後、2017 年 7 月 17 日に発行された新たな環境許認可を『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（以下、ガイドライン）に則り精査の上、ガイドライン適合性が確認できたことから初回貸付を実行したと説明<sup>5</sup>してきました。しかし、現在、上述のとおり、本贈収賄疑惑がチレボン石炭火力・拡張計画の許認可に関連したものである旨を KPK が明言しており、また、前チレボン県知事の別件の贈収賄事件に係る 2019 年 5 月 22 日付の判決文<sup>6</sup>のなかでも、前チレボン県知事がチレボン県議会議長に対し、チレボン県空間計画に関連して資金を供与したことが言及されています。

チレボン石炭火力・拡張計画の許認可に関連した贈収賄疑惑で、前チレボン県知事及び EPC 契約者である現代建設の幹部が KPK によってすでに容疑者認定され、また、事業者である CEPR の上級幹部 2 名が海外渡航禁止措置を受けていることを重く受け止め、JBIC は本拡張計画に対する貸付実行を可及的速やかに一時停止するべきです。また、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」（2006 年 12 月）<sup>7</sup>に基づき、JBIC は「通常よりも厳格なデューデリジェンスを実施する」<sup>8</sup>べきです。日本の公的支援事業に対する国民及び国際社会の信頼を失わないためにも、JBIC が本拡張計画に対する貸付実行をこれ以上継続する前に、本拡張計画に係る許認可のガイドライン適合性の再精査を含む、本贈収賄疑惑の徹底的な調査を行ない、同調査結果について透明性のある形で国内外への説明責任を果たすよう、財務省及び JBIC の賢明な判断と対応を求めます。

以上

Cc: 経済産業大臣 梶山 弘志 様  
株式会社 日本貿易保険 代表取締役社長 黒田 篤郎 様  
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
取締役 代表執行役社長 グループ CEO 三毛 兼承 様  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役社長 太田 純 様  
株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役社長 坂井 辰史 様

#### 【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan（担当：波多江・杉浦）  
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9  
Tel：03-6909-5983 Fax：03-6909-5986

<sup>4</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1114-58532.html>

<sup>5</sup> 脚注 4 を参照

<sup>6</sup> <https://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/6395081793cc605eddda4c2add7e7545>。現地 NGO は同ページでの判決文の公開を 2019 年 7 月 22 日に確認。

<sup>7</sup> [http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=td/ecg\(2006\)24&doclanguage=en](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=td/ecg(2006)24&doclanguage=en)

<sup>8</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>